

議案第66号 説明資料

幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険条例 (昭和34年3月30日 条例第4号)</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>第15条 この町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第16条～第18条 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険条例 (昭和34年3月30日 条例第4号)</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>第15条 この町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第16条～第18条 略</p>